

介護職員等特定処遇改善加算

☆「介護職員等特定処遇改善加算」とは

介護職員の処遇改善につきましては、平成 29 年度の臨時改定における介護職員処遇改善加算の拡充も含め、これまで数次にわたる取り組みが行われてまいりましたが、「新しい経済政策パッケージ（平成 29 年 12 月 8 日閣議決定）」において「介護人材確保のための取り組みをより一層進めるため、経験、技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める」とされ、令和元年 10 月の消費税引き上げに伴う介護報酬改定において対応することとされました。このことを受けて、令和元年度の介護報酬改定において、「介護職員等特定処遇改善加算」が創設されたところです。

☆算定要件

- ・ 現行の処遇改善加算 I～III のいずれかを算定していること。
- ・ 介護職員処遇改善加算の職が環境等要件に関し、複数の取り組みを行っていること
- ・ 介護職員処遇改善加算に基づく取り組みについて見える化をおこなっていること。

☆職場環境要件の掲示について

見える化要件に基づき賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容を下記に掲示します

	当法人の取り組み
資質の向上	・ 働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講の支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとするものに対する喀痰吸引、認知症ケア、マネジメント研修などへの参加支援を行っている。
労働環境処遇の改善	・ 毎朝の全体ミーティングで情報共有を図り、職場内のコミュニケーションの円滑化による個々の職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善。 ・ 子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度の充実、取得実績がある ・ 有給休暇の取得しやすい環境の整備。また職員の事情等の状況に応じた勤務シフトで、事前に希望休を受けてからシフトを組んでいる。
その他	・ 希望する非正規職員を正規職員へ転換を図る。 ・ 積極的に正社員として職員を採用し、一人一人の業務を分散させ負担を軽減している ・ 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制整備